

川崎市「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく計画の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の施行に関し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、認定等の事務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(特別特定建築物に係る基準適合命令等)

第2条 法第15条第1項の規定による違反を是正するために必要な措置をとるべきことの命令は、特別特定建築物の違反に対する是正命令書（第1号様式）により行うものとする。

2 法第15条第3項の規定による特別特定建築物の建築主等に対する指導及び助言は、特別特定建築物に関する指導助言書（第2号様式）により行うものとする。

(特定建築物の建築主等に対する指導及び助言)

第3条 法第16条第3項の規定による指導及び助言は、特定建築物に関する指導助言書（第3号様式）により行うものとする。

(建築確認申請書の提出部数等)

第4条 法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により提出する建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）の部数は、正本及び副本とする。

2 前項の場合において、建築確認申請書には、省令第8条に規定する申請書の写しを添付する。

(適合性判定)

第5条 法第17条第4項の規定による申出をする者は、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合にあっては、法第17条第6項において準用する建築基準法第18条第3項の期間の末日の3日前までに、同法第6条の3第7項の適合判定通知書の写しを市長に提出するものとする。

2 法第17条第4項の規定による申出をする者は、申請に係る建築物の計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する場合にあっては、法第17条第6項において準用する建築基準法第18条第3項の期間の末日の3日前までに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項の適合判定通知書の写しを市長に提出するものとする。

(計画の通知及び適合通知)

第6条 法第17条第5項の規定による通知は、建築確認申請書に計画通知書（第4号様式）を添えて行うものとする。

2 法第17条第6項に規定する、建築主事が前項の通知を受けた場合市長への適合通知は、建築基準法第18条第3項による確認済証をもって適合通知書に替えるものとする。

(計画の変更)

第7条 認定建築主等は法第18条第1項の規定による変更の認定を受けようとするときは、計画変更認定申請書(第5号様式)の正本及び副本に、それぞれ省令第8条に規定する図書のうち変更に係るものを添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が法第17条第3項に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画変更認定通知書(第6号様式)により、当該認定建築主等に通知するものとする。

(認定建築主等の名義の変更)

第8条 認定建築主等は、認定特定建築物に係る工事が完了する前に認定建築主等の変更をしようとするときは、名義変更届(第7号様式)により変更前の認定建築主等と変更後の認定建築主等が連署し、変更後の認定建築主等による建築物特定施設の維持保全に関する事項(認定申請書第九面)、特定建築物の建築の事業に関する資金計画(認定申請書第十面)及び法第17条第3項の規定による計画の認定(以下「計画の認定」という。)を証する書類を添えて市長に届出なければならない。

(認定の申請の取下げ)

第9条 法第17条第1項の規定による認定の申請(以下「認定の申請」という。)をした建築主等は、市長が計画の認定をする前に認定の申請を取り下げようとするときは、取下届(第8号様式)により市長に届け出なければならない。

(認定特定建築物の取りやめ)

第10条 認定建築主等は、認定特定建築物の事業を取りやめたときは、取りやめ届(第9号様式)に計画の認定を受けたことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(認定特定建築物の改善命令)

第11条 法第21条の規定による改善に必要な措置をとるべきことの命令は、認定特定建築物の改善命令書(第10号様式)により行うものとする。

(計画の認定の取消し)

第12条 法第22条の規定による計画の認定の取消しは、計画の認定取消通知書(第11号様式)により行うものとする。

(既存特定建築物の特例認定)

第13条 法第23条の規定による特例を受けようとする者は、既存特定建築物の特例認定申請書(第12号様式)に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について認定をしようとするときは、既存特定建築物の特例認定通知書(第13号様式)により通知するものとする。

(特定建築物に関する報告)

第14条 法第53条第3項の規定による報告は、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書(第14号様式)に必要な図書を添えて行うものとする。

(認定特定建築物に関する報告)

第15条 法第53条第4項の規定による報告は、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状

況に関する報告書（第15号様式）に必要な図書を添えて行うものとする。

（認定しない旨の通知）

第16条 市長は、認定の申請の計画が法17条第3項の基準に適合しないときは、認定しない旨の通知書（第16号様式）により通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律事務処理要領（平成19年10月1日 19川ま情第871号）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。